

さいたま市告示一覧

令和2年9月1日から
同月15日まで

【目次】

- | | | |
|--------|------------------------|------------------------|
| 第1309号 | さいたま都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更 | 【環境局施設部環境施設整備課】 |
| 第1310号 | 環境影響評価書の提出及び縦覧 | 【環境局環境共生部環境対策課】 |
| 第1311号 | 下水道排水設備指定工事店の指定 | 【建設局下水道部下水道維持管理課】 |
| 第1312号 | さいたま都市計画高度利用地区の変更 | 【都市局都市計画部都市計画課】 |
| 第1313号 | 道路の区域の変更 | 【建設局土木部土木総務課】 |
| 第1314号 | 道路の供用の開始 | 【建設局土木部土木総務課】 |
| 第1315号 | 収納の事務の委託 | 【スポーツ文化局文化部大宮盆栽美術館】 |
| 第1316号 | 市が実施する一般競争入札 | 【経済局商工観光部商業振興課】 |
| 第1317号 | 選挙権を有する者の100分の1の数 | 【総務局総務部行政透明推進課】 |
| 第1318号 | 居宅サービス等を行う事業所又は施設の指定 | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】 |
| 第1319号 | 居宅サービス等を行う事業所又は施設の廃止 | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】 |
| 第1320号 | 地域密着型サービスを行う事業者又は施設の指定 | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】 |
| 第1321号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1322号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1323号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1324号 | 動物の収容 | 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】 |
| 第1325号 | 入札の中止 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第1326号 | 市が実施する一般競争入札 | 【総務局危機管理部防災課】 |

さいたま市告示一覧（令和2年9月1日から同月15日まで）

- 第1327号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局南部市税事務所個人課税課】
- 第1328号 農用地利用集積計画を定めた件
【経済局農業政策部農業政策課】
- 第1329号 個人情報取扱事務に係る届出
【総務局総務部行政透明推進課】
- 第1330号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
- 第1330-1号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1331号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局北部市税事務所資産課税課】
- 第1332号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1333号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局南部建設事務所建築指導課】
- 第1334号 不動産等の最高価申込者等の決定
【財政局北部市税事務所納税調査課】
- 第1334-1号 入札の中止
【財政局契約管理部契約課】
- 第1335号 入札の中止
【保健福祉局福祉部国民健康保険課】
- 第1336号 一の敷地内とみなされる一団地の区域
【建設局建築部建築行政課】
- 第1337号 動物の収容
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
- 第1338号 国民健康保険の被保険者証等の無効
【保健福祉局福祉部国民健康保険課】
- 第1339号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【保健福祉局福祉部国民健康保険課】
- 第1340号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局南部建設事務所建築指導課】
- 第1341号 指定自立支援医療機関（精神通院）の変更の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1342号 指定自立支援医療機関（精神通院）の更新の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1343号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1344号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1345号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】

さいたま市告示一覧（令和2年9月1日から同月15日まで）

- 第1346号 大規模小売店舗の新設の届出
【経済局商工観光部商業振興課】
- 第1347号 動物の収容
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
- 第1348号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1349号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
- 第1350号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
- 第1351号 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請
【子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課】
- 第1352号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【保健福祉局福祉部年金医療課】
- 第1353号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【保健福祉局福祉部年金医療課】
- 第1354号 大規模小売店舗の変更の届出
【経済局商工観光部商業振興課】
- 第1355号 大規模小売店舗の変更の届出
【経済局商工観光部商業振興課】
- 第1356号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1357号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局北部建設事務所建築指導課】
- 第1358号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1359号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1360号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1361号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】

さいたま市告示第1309号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、さいたま都市計画ごみ焼却ごみ処理場を変更したため、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年9月1日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 さいたま都市計画ごみ焼却ごみ処理場
 - (2) 名称 さいたま市サーマルエネルギーセンター
- 2 都市計画を変更する土地の区域
さいたま市見沼区大字膝子字中田
- 3 都市計画の縦覧場所
さいたま市環境局施設部環境施設整備課

さいたま市告示第1310号

さいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号）第15条の規定により、さいたま市見沼区大字膝子地区において計画されている廃棄物処理施設の設置に係る評価書の提出があった旨及び縦覧の場所等を公告するものである。

令和2年9月1日

さいたま市長 清水 勇人

1 事業概要

(1) 事業者の名称、代表者氏名及び所在地

名 称 さいたま市

代表者氏名 さいたま市長 清水 勇人

所 在 地 埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

名称 さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業

種類 廃棄物処理施設の建設

規模 処理能力：420 t／日

(3) 対象事業実施区域 さいたま市見沼区膝子626-1

(4) 関係地域の範囲 対象事業実施区域の周囲3キロメートル以内の地域のうち、さいたま市見沼区、岩槻区及び緑区に該当する区域

2 縦覧場所

(1) 市役所7階 環境局環境共生部環境対策課、環境施設整備課

(2) 各区役所情報公開コーナー

(3) 各市立図書館、七里公民館、片柳公民館、岩槻城址公民館、岩槻南部公民館、岩槻本丸公民館

3 縦覧期間及び縦覧時間

期間：令和2年9月1日（火）から令和2年9月15日（火）まで

時間：縦覧場所(1)及び(2)は開庁日の午前9時から午後4時30分まで。(3)は各施設の開館時間による。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市 環境局 環境共生部 環境対策課 環境審査係

(2) 電話 048（829）1332

さいたま市告示第1311号

さいたま市下水道条例（平成13年さいたま市条例第270号）第8条に規定する下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定したため、さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（平成13年さいたま市条例第272号）第17条の規定により告示する。

令和2年9月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した下水道排水設備指定工事店

次の表のとおり

指定番号	名称	営業所の所在地	氏名又は代表者名
第947号	株式会社 大野設備	草加市西町1340番地5	大野 和馬
第948号	ワタナベ住設	川口市柳崎3丁目5番16号	渡辺 純也
第949号	株式会社 渡辺設備	蓮田市大字井沼788番地5	渡邊 一志
第950号	有限会社 優駿設備	和光市白子3丁目26番64号	大谷木 幸弘

2 指定基準

- 責任技術者が1人以上専属していること。
- 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- 埼玉県内に営業所があること。
- 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
 - 工事業者（法人にあつては代表者）が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 工事業者（法人にあつては代表者）が、さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（以下「指定工事店条例」という。）第15条第1項の規定により責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - 指定工事店条例第6条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
 - 工事業者（法人にあつては代表者）が、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - 法人で、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

3 指定業務

排水設備等の新設等の工事

4 指定有効期間 令和2年9月1日から令和6年3月31日まで

5 連絡先

- 担当 さいたま市役所建設局下水道部下水道維持管理課 排水指導係
- 電話 048（829）1559

さいたま市告示第1312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、さいたま都市計画高度利用地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年9月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画の種類及び名称

（1）種類 さいたま都市計画高度利用地区

（2）名称、位置及び区域

名称 大宮駅西口第四一4地区

位置 さいたま市大宮区桜木町1丁目の一部

区域 約0.5ha

2 都市計画の縦覧場所

さいたま市都市局都市計画部都市計画課

さいたま市告示第1313号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区及び大宮区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路の種類 一般国道

路線名	区間	変更前 変更後	幅員 (m)	延長(m)
4 6 3 号	さいたま市緑区原山二丁目 166 番 8 地先	前	30.78	17.90
	さいたま市緑区原山二丁目 166 番 8 地先		～ 35.23	
	さいたま市緑区原山二丁目 166 番 8 地先	後	30.54	17.90
	さいたま市緑区原山二丁目 166 番 8 地先		～ 30.78	

2 道路の種類 市道

路線名	区間	変更前 変更後	幅員 (m)	延長(m)
2 0 0 1 4 号線	さいたま市大宮区桜木町二丁目 221 番 1 地先	前	2.89	22.75
	さいたま市大宮区桜木町二丁目 219 番 7 地先		～ 3.55	
	さいたま市大宮区桜木町二丁目 221 番 1 地先	後	3.44	22.75
	さいたま市大宮区桜木町二丁目 219 番 7 地先		～ 3.99	
2 0 0 1 6 号線	さいたま市大宮区桜木町一丁目 8 番 4 地先	前	3.00	63.83
	さいたま市大宮区桜木町一丁目 8 番 4 地先		～ 3.02	
	さいたま市大宮区桜木町一丁目 8 番 4 地先	後	4.53	63.83
	さいたま市大宮区桜木町一丁目 8 番 4 地先		～ 5.65	
3 1 1 4 6 号線	さいたま市西区大字内野本郷字本村 578 番 1 地先	前	0.91	21.49
	さいたま市西区大字内野本郷字本村 579 番 1 地先			
	さいたま市西区大字内野本郷字本村 582 番 5 地先	後	0.91	10.46
	さいたま市西区大字内野本郷字本村 582 番 5 地先			

さいたま市告示第1314号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月1日

さいたま市長 清水 勇 人

路線名	区間	供用開始年月日
20014号線	さいたま市大宮区桜木町二丁目221番1地先	令和2年9月2日
	さいたま市大宮区桜木町二丁目219番7地先	
31146号線	さいたま市西区大字内野本郷字本村582番5地先	令和2年9月2日
	さいたま市西区大字内野本郷字本村582番5地先	

さいたま市告示第1315号

地方自治法施行令第158条第1項の規定により、大宮盆栽美術館ミュージアムグッズの有償頒布業務の代金収納事務を委託したので、さいたま市会計規則第37条第2項の規定により告示する。

令和2年9月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 受託者

所在地 埼玉県さいたま市南区根岸1-7-1

名 称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団

2 委託事務

大宮盆栽美術館ミュージアムグッズの頒布に係る売払代金の収納事務

3 委託期間

令和2年9月1日から令和3年3月31日まで

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 スポーツ文化局 文化部 大宮盆栽美術館 管理係

(2) 電話 048(780)2092

さいたま市告示第1316号

プロスポーツチーム（浦和レッドダイヤモンズ）と連携した商業活性化事業について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年9月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

プロスポーツチーム（浦和レッドダイヤモンズ）と連携した商業活性化事業

(2) 履行場所

さいたま市浦和区

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和3年2月26日（金）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）

（以下「名簿」という。）に業務「イベント・催事」の受注希望業務「その他のイベント・催事」で掲載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成27年度以降に国又は地方公共団体において、同種業務の契約を締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するとともに仕様書を貸与する。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部商業振興課
電話 048（829）1364

(2) 交付期間

本告示日から令和2年9月10日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認審査申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年9月14日（月）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年9月17日（木）午前10時15分

イ 場所

さいたま市浦和区仲町4-2-20 エコ計画ビル3階東会議室

(3) 入札保証金

さいたま市告示一覧（令和2年9月1日から同月15日まで）

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年9月17日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法等

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課
電話 048（829）1363

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部商業振興課
電話 048（829）1364

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部商業振興課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1317号

さいたま市議会資産等公開審査会条例（平成15年さいたま市条例第44号）第3条第1項の規定に基づく審査の申出をするのに必要な者の数について、次のとおり告示する。

令和2年9月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 さいたま市議会資産等公開審査会条例第3条第1項に規定する選挙権を有する者の100分の1の数

10,915人

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所総務局総務部行政透明推進課情報提供係

(2) 電話 048(829)1117

さいたま市告示第1318号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第46条第1項及び第53条第1項本文に規定する指定を次のとおり指定したので、同法第78条第1項第1号、第85条第1項第1号及び第115条の10第1項第1号の規定により告示する。

令和2年9月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) 訪問リハビリ 春陽苑

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市西区大字飯田新田 91 番地 1

イ 事業種別 訪問リハビリテーション

ウ 申請者 社会福祉法人むつみ会

エ 申請者住所 広島県尾道市向島町 1 5 6 4 4

オ 代表者 理事長 青山 一雄

カ 指定番号 1150380055

キ 指定年月日 令和2年9月1日

(2) 訪問リハビリ 春陽苑

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市西区大字飯田新田 91 番地 1

イ 事業種別 介護予防訪問リハビリテーション

ウ 申請者 社会福祉法人むつみ会

エ 申請者住所 広島県尾道市向島町 1 5 6 4 4

オ 代表者 理事長 青山 一雄

カ 指定番号 1150380055

キ 指定年月日 令和2年9月1日

(3) ラウンド&ケア訪問看護ステーション宮原

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区宮原町 1 丁目 669 番地 1 第 2 東家ビル 1 階

イ 事業種別 訪問看護

ウ 申請者 株式会社ウェルオブ東部

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区根岸 1 丁目 3 番 9 号ツネビル 1 階

オ 代表者 代表取締役 野田 治希

カ 指定番号 1166591192

キ 指定年月日 令和2年9月1日

(4) ベストライフ大宮北

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区吉野町 1 丁目 45 番地 10

イ 事業種別 特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社ベストライフ埼玉

エ 申請者住所 埼玉県川口市戸塚 3 丁目 3 番 10 号

オ 代表者 代表取締役 菊地 勝己

カ 指定番号 1176518288

キ 指定年月日 令和2年9月1日

(5) ベストライフ大宮北

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区吉野町1丁目45番地10
- イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護
- ウ 申請者 株式会社ベストライフ埼玉
- エ 申請者住所 埼玉県川口市戸塚3丁目3番10号
- オ 代表者 代表取締役 菊地 勝己
- カ 指定番号 1176518288
- キ 指定年月日 令和2年9月1日

(6) ラウンド&ケアヘルパーステーション宮原

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区宮原町1丁目669番地1第2東家ビル1階
- イ 事業種別 訪問介護
- ウ 申請者 株式会社ウェルオブ東部
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区根岸1丁目3番9号ツネビル1階
- オ 代表者 代表取締役 野田 治希
- カ 指定番号 1176518296
- キ 指定年月日 令和2年9月1日

(7) ラウンド&ケア居宅介護支援事業所宮原

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区宮原町1丁目669番地1第2東家ビル1階
- イ 事業種別 居宅介護支援
- ウ 申請者 株式会社ウェルオブ東部
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区根岸1丁目3番9号ツネビル1階
- オ 代表者 代表取締役 野田 治希
- カ 指定番号 1176518304
- キ 指定年月日 令和2年9月1日

(8) 介護支援センター ハートウィズ

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市桜区山久保2丁目7番7号
- イ 事業種別 福祉用具貸与
- ウ 申請者 一般社団法人持続可能社会実現研究所
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区根岸4丁目15番4号
- オ 代表者 代表理事 中澤 範義
- カ 指定番号 1176518312
- キ 指定年月日 令和2年9月1日

(9) 介護支援センター ハートウィズ

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市桜区山久保2丁目7番7号
- イ 事業種別 特定福祉用具販売
- ウ 申請者 一般社団法人持続可能社会実現研究所
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区根岸4丁目15番4号
- オ 代表者 代表理事 中澤 範義
- カ 指定番号 1176518312

さいたま市告示一覧（令和2年9月1日から同月15日まで）

キ 指定年月日 令和2年9月1日

(10) 介護支援センター ハートウィズ

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市桜区山久保2丁目7番7号

イ 事業種別 介護予防福祉用具貸与

ウ 申請者 一般社団法人持続可能社会実現研究所

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区根岸4丁目15番4号

オ 代表者 代表理事 中澤 範義

カ 指定番号 1176518312

キ 指定年月日 令和2年9月1日

(11) 介護支援センター ハートウィズ

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市桜区山久保2丁目7番7号

イ 事業種別 特定介護予防福祉用具販売

ウ 申請者 一般社団法人持続可能社会実現研究所

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区根岸4丁目15番4号

オ 代表者 代表理事 中澤 範義

カ 指定番号 1176518312

キ 指定年月日 令和2年9月1日

(12) デイサービスセンターエクランシア西浦和

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区曲本1丁目15番15号

イ 事業種別 通所介護

ウ 申請者 株式会社ウェルオブ東部

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区根岸1丁目3番9号ツネビル1階

オ 代表者 代表取締役 野田 治希

カ 指定番号 1176518320

キ 指定年月日 令和2年9月1日

(13) ベストライフ南浦和

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区南浦和2丁目10番3号

イ 事業種別 特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社ベストライフ埼玉

エ 申請者住所 埼玉県川口市戸塚3丁目3番10号

オ 代表者 代表取締役 菊地 勝己

カ 指定番号 1176518338

キ 指定年月日 令和2年9月1日

(14) ベストライフ南浦和

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区南浦和2丁目10番3号

イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社ベストライフ埼玉

エ 申請者住所 埼玉県川口市戸塚3丁目3番10号

オ 代表者 代表取締役 菊地 勝己

カ 指定番号 1176518338

キ 指定年月日 令和2年9月1日

(15) ベストライフ大宮

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区上小町 1151 番地 1

イ 事業種別 特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社ベストライフ埼玉

エ 申請者住所 埼玉県川口市戸塚 3 丁目 3 番 10 号

オ 代表者 代表取締役 菊地 勝己

カ 指定番号 1176518346

キ 指定年月日 令和2年9月1日

(16) ベストライフ大宮

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区上小町 1151 番地 1

イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社ベストライフ埼玉

エ 申請者住所 埼玉県川口市戸塚 3 丁目 3 番 10 号

オ 代表者 代表取締役 菊地 勝己

カ 指定番号 1176518346

キ 指定年月日 令和2年9月1日

(17) ベストライフ東大宮

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区東大宮 6 丁目 9 番地 2

イ 事業種別 特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社ベストライフ埼玉

エ 申請者住所 埼玉県川口市戸塚 3 丁目 3 番 10 号

オ 代表者 代表取締役 菊地 勝己

カ 指定番号 1176518353

キ 指定年月日 令和2年9月1日

(18) ベストライフ東大宮

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区東大宮 6 丁目 9 番地 2

イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社ベストライフ埼玉

エ 申請者住所 埼玉県川口市戸塚 3 丁目 3 番 10 号

オ 代表者 代表取締役 菊地 勝己

カ 指定番号 1176518353

キ 指定年月日 令和2年9月1日

(19) ベストライフ与野

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市中央区上落合 8 丁目 10 番 13 号

イ 事業種別 特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社ベストライフ埼玉

エ 申請者住所 埼玉県川口市戸塚 3 丁目 3 番 10 号

オ 代表者 代表取締役 菊地 勝己

カ 指定番号 1176518361

キ 指定年月日 令和2年9月1日

(20) ベストライフ与野

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市中央区上落合8丁目10番13号

イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社ベストライフ埼玉

エ 申請者住所 埼玉県川口市戸塚3丁目3番10号

オ 代表者 代表取締役 菊地 勝己

カ 指定番号 1176518361

キ 指定年月日 令和2年9月1日

(21) ベストライフさいたま

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市中央区鈴谷5丁目2番5号

イ 事業種別 特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社ベストライフ埼玉

エ 申請者住所 埼玉県川口市戸塚3丁目3番10号

オ 代表者 代表取締役 菊地 勝己

カ 指定番号 1176518379

キ 指定年月日 令和2年9月1日

(22) ベストライフさいたま

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市中央区鈴谷5丁目2番5号

イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社ベストライフ埼玉

エ 申請者住所 埼玉県川口市戸塚3丁目3番10号

オ 代表者 代表取締役 菊地 勝己

カ 指定番号 1176518379

キ 指定年月日 令和2年9月1日

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第1319号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条第1項第2号、第85条第1項第2号及び第115条の10第1項第2号の規定により告示する。

令和2年9月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 廃止した施設・事業所

(1) ニチイケアセンター浦和中央

ア 住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-13-19 K2ビル1F

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 申請者 株式会社 ニチイ学館

エ 申請者住所 東京都千代田区神田駿河台2-9

オ 代表者 代表取締役 森 信介

カ 指定番号 1170100513

キ 廃止年月日 令和2年8月31日

(2) ニチイケアセンター岩槻

ア 住所 埼玉県さいたま市岩槻区本町1-15-12 グランデセオ1F

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 申請者 株式会社 ニチイ学館

エ 申請者住所 東京都千代田区神田駿河台2-9

オ 代表者 代表取締役 森 信介

カ 指定番号 1170700114

キ 廃止年月日 令和2年8月31日

(3) ニチイケアセンター大宮

ア 住所 埼玉県さいたま市大宮区東町2-290 島村ビル1階

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 申請者 株式会社 ニチイ学館

エ 申請者住所 東京都千代田区神田駿河台2-9

オ 代表者 代表取締役 森 信介

カ 指定番号 1170300493

キ 廃止年月日 令和2年8月31日

(4) ニチイケアセンター北浦和

ア 住所 埼玉県さいたま市浦和区北浦和1-4-1 グッドヒル北浦和IV102号室

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 申請者 株式会社 ニチイ学館

エ 申請者住所 東京都千代田区神田駿河台2-9

オ 代表者 代表取締役 森 信介

カ 指定番号 1176502902

キ 廃止年月日 令和2年8月31日

(5) ベストライフさいたま

さいたま市告示一覧（令和2年9月1日から同月15日まで）

ア 住所 埼玉県さいたま市中央区鈴谷5-2-5
イ 事業種別 特定施設入居者生活介護
ウ 申請者 株式会社 ベストライフ
エ 申請者住所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
オ 代表者 代表取締役 長井 力
カ 指定番号 1176504965
キ 廃止年月日 令和2年8月31日

(6) ベストライフさいたま

ア 住所 埼玉県さいたま市中央区鈴谷5-2-5
イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護
ウ 申請者 株式会社 ベストライフ
エ 申請者住所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
オ 代表者 代表取締役 長井 力
カ 指定番号 1176504965
キ 廃止年月日 令和2年8月31日

(7) ベストライフ大宮

ア 住所 埼玉県さいたま市大宮区上小町1151-1
イ 事業種別 特定施設入居者生活介護
ウ 申請者 株式会社 ベストライフ
エ 申請者住所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
オ 代表者 代表取締役 長井 力
カ 指定番号 1176502407
キ 廃止年月日 令和2年8月31日

(8) ベストライフ大宮

ア 住所 埼玉県さいたま市大宮区上小町1151-1
イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護
ウ 申請者 株式会社 ベストライフ
エ 申請者住所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
オ 代表者 代表取締役 長井 力
カ 指定番号 1176502407
キ 廃止年月日 令和2年8月31日

(9) ベストライフ大宮北

ア 住所 埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目45-10
イ 事業種別 特定施設入居者生活介護
ウ 申請者 株式会社 ベストライフ
エ 申請者住所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
オ 代表者 代表取締役 長井 力
カ 指定番号 1176512786
キ 廃止年月日 令和2年8月31日

(10) ベストライフ大宮北

ア 住所 埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目45-10
イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護
ウ 申請者 株式会社 ベストライフ
エ 申請者住所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
オ 代表者 代表取締役 長井 力
カ 指定番号 1176512786
キ 廃止年月日 令和2年8月31日

(11) ベストライフ東大宮

ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区東大宮6丁目9-2
イ 事業種別 特定施設入居者生活介護
ウ 申請者 株式会社 ベストライフ
エ 申請者住所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
オ 代表者 代表取締役 長井 力
カ 指定番号 1176510392
キ 廃止年月日 令和2年8月31日

(12) ベストライフ東大宮

ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区東大宮6丁目9-2
イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護
ウ 申請者 株式会社 ベストライフ
エ 申請者住所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
オ 代表者 代表取締役 長井 力
カ 指定番号 1176510392
キ 廃止年月日 令和2年8月31日

(13) ベストライフ南浦和

ア 住所 埼玉県さいたま市南区南浦和2-10-3
イ 事業種別 特定施設入居者生活介護
ウ 申請者 株式会社 ベストライフ
エ 申請者住所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
オ 代表者 代表取締役 長井 力
カ 指定番号 1176502506
キ 廃止年月日 令和2年8月31日

(14) ベストライフ南浦和

ア 住所 埼玉県さいたま市南区南浦和2-10-3
イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護
ウ 申請者 株式会社 ベストライフ
エ 申請者住所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
オ 代表者 代表取締役 長井 力
カ 指定番号 1176502506

キ 廃止年月日 令和2年8月31日

(15) ベストライフ与野

ア 住所 埼玉県さいたま市中央区上落合8-10-13

イ 事業種別 特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社 ベストライフ

エ 申請者住所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

オ 代表者 代表取締役 長井 力

カ 指定番号 1176503124

キ 廃止年月日 令和2年8月31日

(16) ベストライフ与野

ア 住所 埼玉県さいたま市中央区上落合8-10-13

イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社 ベストライフ

エ 申請者住所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

オ 代表者 代表取締役 長井 力

カ 指定番号 1176503124

キ 廃止年月日 令和2年8月31日

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第1320号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文に規定する指定を次のとおり指定したので、同法第78条の11第1項の規定により告示する。

令和2年9月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護なでしこ

ア 事業所住所 埼玉県鴻巣市生出塚1丁目1番3号 2階

イ 事業種別 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ウ 申請者 撫でしこ株式会社

エ 申請者住所 埼玉県鴻巣市生出塚2丁目17番13号 2階

オ 代表者 代表取締役 加藤 英樹

カ 指定番号 1191700176

キ 指定年月日 令和2年8月11日

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第1321号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年9月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区奈良町24番1、24番6、24番7、24番8、24番9、24番10、
24番11、24番12、24番13

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県越谷市南越谷一丁目21番地2
株式会社 中央住宅 代表取締役 品川 典久

3 許可番号

令和2年6月22日
第開-N2020027号

4 検査済証番号

令和2年 9月 1日
第完-N2020027号

さいたま市告示第1322号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年9月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字南中野字道半山737番2、737番3、737番4、737番5、
737番6、737番7、737番8、737番9、737番10、737番11、
737番12、737番13

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市大宮区大成町二丁目274番地
株式会社 ヤマギシライフコーポレーション
代表取締役 山岸 俊和

3 許可番号

令和2年3月5日
第開-N2019148号

4 検査済証番号

令和2年9月1日
第完-N2019148号

さいたま市告示第1323号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年9月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市緑区道祖土四丁目501番1、501番2、501番3、501番16、501番17、501番18、501番19、502番2、502番5、502番7、503番1、503番2、503番3、503番4、503番5、504番5、504番6、504番7、509番2、509番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市芝久保町4丁目26番3号

株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

3 許可番号

令和2年6月23日

第 開 - S 2 0 2 0 0 1 5 号

4 検査済証番号

令和2年9月2日

第 完 - S 2 0 2 0 0 1 5 号

さいたま市告示第1324号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和2年9月8日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和2年9月3日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
9月 2日	猫	緑区芝原	雑種	オス	キジトラ	2～5歳	無	負傷動物（収容時死亡）

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1325号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により令和2年8月7日さいたま市告示第1194号及び第1195号並びに令和2年8月17日さいたま市告示第1242号及び1244号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止としたので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

また、中止に伴い地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により令和2年8月17日さいたま市告示第1244号を次のとおり変更する。

令和2年9月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 中止とした一般競争入札

- (1) ア 契約整理番号 02-4387-33
イ 工事名 東岩槻第2排水区下水道工事（北建-R2-2013）
ウ 工事場所 さいたま市岩槻区東岩槻5丁目地内外
エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。
- (2) ア 契約整理番号 02-3265-5
イ 工事名 指扇土地区画整理事業 区7-1号線道路築造外工事
ウ 工事場所 さいたま市西区大字指扇地内
エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。
- (3) ア 契約整理番号 02-4365-63
イ 工事名 スマイルロード整備工事（R2市道イワ212号線）
ウ 工事場所 さいたま市岩槻区大字掛地内
エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。
- (4) ア 契約整理番号 02-4456-31
イ 工事名 高畑陸橋歩道橋部補修工事
ウ 工事場所 さいたま市緑区大字高畑地内外
エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。
- (5) ア 契約整理番号 02-4365-66
イ 工事名 スマイルロード整備工事（R2市道4319号線）
ウ 工事場所 さいたま市岩槻区大字浮谷地内
エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。
- (6) ア 契約整理番号 02-4384-19
イ 工事名 芝川第8処理分区下水道工事（北再-R2-3007）
ウ 工事場所 さいたま市北区土呂町2丁目地内外
エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。
- (7) ア 契約整理番号 02-4387-37
イ 工事名 鴨川第2排水区下水道工事（北建-R2-2004）
ウ 工事場所 さいたま市北区日進町1丁目地内
エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。
- (8) ア 契約整理番号 02-4365-67

イ 工事名 スマイルロード整備工事（R2市道12046号線）

ウ 工事場所 さいたま市見沼区深作3丁目地内

エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。

(9) ア 契約整理番号 02-4356-88

イ 工事名 暮らしの道路整備工事（市道32291号線）

ウ 工事場所 さいたま市西区大字宝来地内

エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。

2 変更する一般競争入札及び変更箇所

(1) ア 契約整理番号 02-4387-38

イ 工事名 鴨川第24処理分区下水道工事（北建-R2-1036）

ウ 工事場所 さいたま市大宮区桜木町1丁目地内

エ 変更内容

(ア)変更前

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ウの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。
-----	--

(イ)変更後

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。
-----	--

(2) ア 別表

イ 変更内容

(ア)変更前

対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ア 芝川第8処理分区下水道工事（北再-R2-3007） イ 鴨川第2排水区下水道工事（北建-R2-2004） ウ スマイルロード整備工事（R2市道12046号線） エ 鴨川第24処理分区下水道工事（北建-R2-1036） オ 暮らしの道路整備工事（市道32291号線）
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ、エ及びオの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ、エ及びオの入札は無効とする。 ・対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エ及びオの入札は無効とする。 ・対象工事エの落札候補者が行った対象工事オの入札は無効とする。

(イ)変更後

別表削除

さいたま市告示第1326号

令和2年度さいたま市総合防災訓練会場設営等支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年9月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2年度さいたま市総合防災訓練会場設営等支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 ほか

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和2年11月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「イベント・催事」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 都道府県又は政令指定都市が開催した防災訓練の企画及び運營業務を受託し完了した実績があることを証明した者であること。

3 入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。なお、仕様書は貸与するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課
担当 防災対策係 電話 048(829)1127

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和2年9月15日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成1

3年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 仕様書の返却

入札説明書のとおり

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和2年9月16日（水）に交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年9月24日（木）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所消防庁舎3階関係課会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年9月24日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部危機管理課

電話 048(829)1128 FAX 048(829)1936

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課

電話 048(829)1127 FAX 048(829)1978

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市総務局危機管理部防災課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1327号

下記の書類を、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、公示送達する。

なお、当該書類は、南部市税事務所個人課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和2年9月4日

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 送達をする書類

令和2年度 市民税・県民税納税通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

（1） 担当 南部市税事務所 個人課税課 普通徴収第2係

（2） 電話 048（829）1387

さいたま市告示一覧（令和2年9月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第1328号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により別紙のとおり（別紙省略）公告します。

令和2年9月4日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第1329号

さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）第6条第5項及びさいたま市個人情報保護条例施行規則（平成13年さいたま市規則第19号）第3条に基づき、個人情報取扱事務に係る届出について次のとおり告示する。

令和2年9月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 個人情報取扱事務開始届出書

別紙のとおり 10件

2 個人情報取扱事務変更届出書

別紙のとおり 13件

3 個人情報取扱事務廃止届出書

別紙のとおり 1件

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所総務局総務部行政透明推進課行政透明推進係

(2) 電話 048（829）1118

個人情報取扱事務一覧(令和2年7月1日～令和2年8月31日受付分)

整理番号	種別	事務番号	事務の名称	担当課
1	開始	2677	ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業	子ども未来局 子ども育成部 子育て支援政策課
2	開始	2678	水道局営業系業務事業者選定委員会運営事務	水道局 業務部 営業課
3	開始	2679	臨時PCR検査予約受付事務	保健福祉局 保健部 地域医療課
4	開始	2680	教育委員会会議傍聴受付事務	教育委員会事務局 管理部 教育総務課
5	開始	2681	さいたま市岩槻人形博物館運営委員会運営事務	スポーツ文化局 文化部 岩槻人形博物館
6	開始	2682	さいたま市人形資料等選考評価委員会運営事務	スポーツ文化局 文化部 岩槻人形博物館
7	開始	2683	学校教育活動広報事務	教育委員会事務局 学校教育部 指導1課
8	開始	2684	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金給付事務	保健福祉局 市立病院 病院経営部 病院総務課
9	開始	2685	地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業	子ども未来局 幼児未来部 幼児政策課
10	開始	2686	岩槻人形博物館ボランティア組織運営事務	スポーツ文化局 文化部 岩槻人形博物館
1	変更	50	狂犬病予防関係事務	保健福祉局 保健部 動物愛護ふれあいセンター
2	変更	1720	メール119受付事務	消防局 警防部 指令課
3	変更	2405	NET(ネット)119受付事務	消防局 警防部 指令課
4	変更	1215	就学支援委員会事務	教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育室
5	変更	1486	就学支援事務	教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育室
6	変更	1860	市立幼・小・中・高等学校における個に応じた指導事務	教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育室
7	変更	2667	小規模企業者・個人事業主給付金に関する事業	経済局 商工観光部 産業展開推進課
8	変更	2664	特別定額給付金事業	経済局 商工観光部 経済政策課
9	変更	1302	介護保険料賦課管理事務	保健福祉局 長寿応援部 介護保険課
10	変更	1310	介護保険料徴収事務	保健福祉局 長寿応援部 介護保険課
11	変更	18	パブリシティにともなう事務	市長公室 広報課
12	変更	46	母子保健事業	保健福祉局 保健所 地域保健支援課
13	変更	152	生涯学習総合センター・公民館利用事務	教育委員会事務局 生涯学習総合センター
1	廃止	2662	特別給付金に係る配偶者からの暴力を理由に避難している方の申出受付事務	経済局 商工観光部 経済政策課

個人情報取扱事務開始届出書

令和2年7月2日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業			事務番号	2677
担当課名	子ども未来局 子ども育成部 子育て支援政策課			担当課コード	10986550
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	001
事務の目的及び概要	「ひとり親世帯臨時特別給付金の支給について」(令和2年6月17日付け厚生労働省子発0617第1号)に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けているひとり親世帯に対し、臨時特別給付金を支給する。				
事務開始日	令和2年7月2日		事務開始届出日	令和2年7月2日	
事務変更日			事務変更届出日		
事務廃止日			事務廃止予定日	令和3年3月31日	
個人情報消去予定日			個人情報消去日		
対象者の範囲	児童扶養手当6月分の受給者及び低所得のひとり親世帯			事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通
				対象者数	9,500人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族・続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考	個人情報の収集先その他:子育て支援政策課(児童扶養手当事務)の目的の範囲内での利用、年金医療課(ひとり親家庭等医療費支給事務)からの目的外利用				

個人情報取扱事務開始届出書

令和2年7月8日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	水道局営業系業務事業者選定委員会運営事務			事務番号	2678
担当課名	水道局 業務部 営業課			担当課コード	20130153
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	001
事務の目的及び概要	プロポーザル方式により、市が発注する委託業務を受託する事業者を選定するにあたり、市長等の諮問に応じ審査を行うために設置されている水道局営業系業務事業者選定委員会の委員への連絡等を行う。会議は非公開とする。選任された委員については名前を公表し、名簿は総務課へ報告する。				
事務開始日	令和2年6月17日		事務開始届出日	令和2年7月8日	
事務変更日			事務変更届出日		
事務廃止日			事務廃止予定日		
個人情報消去予定日			個人情報消去日		
対象者の範囲	選定委員会委員			事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通
				対象者数	3人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input checked="" type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考					

個人情報取扱事務開始届出書

令和2年7月13日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	臨時PCR検査予約受付事務			事務番号	2679
担当課名	保健福祉局 保健部 地域医療課			担当課コード	10052508
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	001
事務の目的及び概要	複数のクラスター感染が発生した地域を対象としてPCR検査を行い、新型コロナウイルス感染症の市中感染拡大を防止する。				
事務開始日	令和2年7月13日	事務開始届出日	令和2年7月13日		
事務変更日		事務変更届出日			
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	クラスター発生地域の店舗等従業員			事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通
				対象者数	300人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	事務区分共通:健康増進課、保健所				

個人情報取扱事務開始届出書

令和2年7月22日

さいたま市長 様

教育委員会

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	教育委員会会議傍聴受付事務			事務番号	2680
担当課名	教育委員会事務局 管理部 教育総務課			担当課コード	30140110
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	001
事務の目的及び概要	教育委員会会議を傍聴しようとする者に対して傍聴券の交付を行う。				
事務開始日	平成13年5月1日	事務開始届出日	令和2年7月22日		
事務変更日		事務変更届出日			
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	傍聴人			事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通
				対象者数	80人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考					

個人情報取扱事務開始届出書

令和2年7月27日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	さいたま市岩槻人形博物館運営委員会運営事務			事務番号	2681
担当課名	スポーツ文化局 文化部 岩槻人形博物館			担当課コード	10300240
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	001
事務の目的及び概要	岩槻人形博物館条例に基づき設置された岩槻人形博物館運営委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。選任された委員については名前と所属団体等を公表し、名簿は、総務課及び男女共同参画課へ報告する。				
事務開始日	令和2年2月22日		事務開始届出日	令和2年7月27日	
事務変更日			事務変更届出日		
事務廃止日			事務廃止予定日		
個人情報消去予定日			個人情報消去日		
対象者の範囲	さいたま市岩槻人形博物館運営委員会の委員			事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通
				対象者数	10人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input checked="" type="checkbox"/> 団体加入状況 <input checked="" type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考					

個人情報取扱事務開始届出書

令和2年7月27日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	さいたま市人形資料等選考評価委員会運営事務			事務番号	2682
担当課名	スポーツ文化局 文化部 岩槻人形博物館			担当課コード	10300240
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	001
事務の目的及び概要	人形資料等選考評価条例に基づき設置された人形資料等選考評価委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。ただし、人形資料等の選考及び評価に係る審議の手続きは、公開しない。選任された委員については名前と所属団体等を公表し、名簿は、総務課及び男女共同参画課へ報告する。				
事務開始日	平成27年4月1日	事務開始届出日	令和2年7月27日		
事務変更日		事務変更届出日			
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	さいたま市人形資料等選考評価委員会の委員			事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通
				対象者数	6人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input checked="" type="checkbox"/> 団体加入状況 <input checked="" type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由			
		さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠			
		さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考					

個人情報取扱事務開始届出書

令和2年7月27日

さいたま市長 様

教育委員会

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	学校教育活動広報事務			事務番号	2683
担当課名	教育委員会事務局 学校教育部 指導1課			担当課コード	30140210
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	001
事務の目的及び概要	学校教育活動を充実させるため、写真や動画、文書等を作成し広報活動等を行う。必要に応じて、報道機関等に提供する。				
事務開始日	令和2年4月1日		事務開始届出日	令和2年7月27日	
事務変更日			事務変更届出日		
事務廃止日			事務廃止予定日		
個人情報消去予定日			個人情報消去日		
対象者の範囲	教職員、児童・生徒とその保護者			事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通
				対象者数	220,000人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号等 <input type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 容姿 <input checked="" type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由			
		さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠			
		さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input checked="" type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input checked="" type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	事務区分共通:教職員人事課、特別支援教育室、指導2課、総合教育相談室、高校教育課、健康教育課、教育研究所、館岩少年自然の家、市立小・中・中等教育・高等・特別支援学校				

個人情報取扱事務開始届出書

令和2年8月20日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金給付事務			事務番号	2684
担当課名	保健福祉局 市立病院 病院経営部 病院総務課			担当課コード	10053810
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	001
事務の目的及び概要	国の事業で新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、埼玉県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し慰労金を給付するもので、市立病院に従事する者に係る埼玉県への給付申請等の事務を行う。				
事務開始日	令和2年8月26日		事務開始届出日	令和2年8月20日	
事務変更日			事務変更届出日		
事務廃止日			事務廃止予定日		
個人情報消去予定日			個人情報消去日		
対象者の範囲	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の給付申請者			事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通
				対象者数	1,500人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由		
			<input checked="" type="checkbox"/> さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠		
			<input checked="" type="checkbox"/> さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	経歴・成績その他:勤務実績(勤務日数) 個人情報の収集先その他:職員課(事務番号1467「給与支給事務」から目的外利用)				

個人情報取扱事務開始届出書

令和2年8月27日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業			事務番号	2685
担当課名	子ども未来局 幼児未来部 幼児政策課			担当課コード	10988010
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	001
事務の目的及び概要	「幼児教育・保育の無償化」の対象となっていない施設に対する国と地方が協力した支援の在り方を検討するために必要な情報を得るため、対象施設を利用する保護者の意識等を調査するもの。(文部科学省の委託事業)				
事務開始日	令和2年5月12日		事務開始届出日	令和2年8月27日	
事務変更日			事務変更届出日		
事務廃止日			事務廃止予定日		
個人情報消去予定日			個人情報消去日		
対象者の範囲	「幼稚園に準じる施設」の教職員並びに同施設を利用する児童及びその保護者			事務区分	■ 固有 □ 共通
				対象者数	40人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input checked="" type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input checked="" type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input checked="" type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	個人情報の収集先その他:区政推進部(事務番号305「住民登録事務」)の目的の範囲内での利用)、幼児政策課(事務番号2633「子育てのための施設等利用給付事務」)から目的外利用)				

個人情報取扱事務開始届出書

令和2年8月31日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	岩槻人形博物館ボランティア組織運営事務			事務番号	2686
担当課名	スポーツ文化局 文化部 岩槻人形博物館			担当課コード	10300240
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	001
事務の目的及び概要	岩槻人形博物館の普及活動の一環として、展示解説やイベント補助等を行うボランティア組織を構築するため、募集や養成・活用等の運営事務を行う。収集したボランティアに関する情報は、研修や活動に関する事務連絡等に活用する。				
事務開始日	令和2年8月31日		事務開始届出日	令和2年8月31日	
事務変更日			事務変更届出日		
事務廃止日			事務廃止予定日		
個人情報消去予定日			個人情報消去日		
対象者の範囲	ボランティア募集に対する応募者			事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通
				対象者数	10人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input checked="" type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input checked="" type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input checked="" type="checkbox"/> 社会的活動 <input checked="" type="checkbox"/> 団体加入状況 <input checked="" type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考					

個人情報取扱事務変更届出書

令和2年7月1日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	狂犬病予防関係事務			事務番号	50
担当課名	保健福祉局 保健部 動物愛護ふれあいセンター			担当課コード	10052555
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	003
事務の目的及び概要	狂犬病の発生及びまん延を予防するため、市内の犬の飼い主に畜犬情報を登録するとともに、鑑札交付、狂犬病予防注射、済票交付等を実施する。				
事務開始日	平成13年5月1日	事務開始届出日	平成13年5月1日		
事務変更日	平成27年4月1日	事務変更届出日	令和2年7月1日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	登録申請者(犬の飼い主)、動物の診療施設の管理者			事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通
				対象者数	60,000人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input checked="" type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input checked="" type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考	事務区分共通:生活衛生課、各区くらし応援室、支所、市民の窓口/平成27年4月1日 事務の見直しにより、対象者の範囲、個人情報の項目、個人情報の収集先、共通事務関係課を変更。				

個人情報取扱事務変更届出書

令和2年7月7日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	メール119受付事務			事務番号	1720
担当課名	消防局 警防部 指令課			担当課コード	10211230
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	005
事務の目的及び概要	電話を使つての通報が困難な聴覚障害者等のうち、登録者を対象として携帯電話等のメール機能を利用した火災・救急等の119番通報の送受信サービスを行うことを目的とする。				
事務開始日	平成16年7月1日	事務開始届出日	平成16年6月10日		
事務変更日	令和2年7月1日	事務変更届出日	令和2年7月7日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	さいたま市に在住、通勤又は通学している聴覚、音声、言語又はそしやく機能に障害を有している方			事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通
				対象者数	3,800人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input checked="" type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 消防法第2条、第24条、第31条、第32条、住民基本台帳法第1条 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 消防法第2条、第24条、第31条、第32条、住民基本台帳法第1条 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input checked="" type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input checked="" type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	事務区分共通:障害支援課、各区支援課/生活事項その他:位置情報/令和2年7月1日 さいたま市メール119運用要綱の制定に伴い、事務の名称、対象者の範囲、対象者数、個人情報の項目、本人以外からの収集の根拠を変更				

個人情報取扱事務変更届出書

令和2年7月7日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	NET(ネット)119受付事務			事務番号	2405
担当課名	消防局 警防部 指令課			担当課コード	10211230
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	004
事務の目的及び概要	電話を使つての通報が困難な聴覚障害者等のうち、登録者を対象として携帯電話等のインターネット機能を利用した火災・救急等の119番通報の送受信サービスを行うことを目的とする。通報を受信した際、救急活動等に必要と認められる範囲内で他自治体の消防機関に登録情報を提供する。				
事務開始日	平成29年3月1日	事務開始届出日	平成28年10月27日		
事務変更日	令和2年7月1日	事務変更届出日	令和2年7月7日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	さいたま市に在住、通勤又は通学している聴覚、音声、言語又はそしゃく機能に障害を有している方			事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通
				対象者数	3,800人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input checked="" type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 消防法第2条、第24条、第31条、第32条、住民基本台帳法第1条 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 消防法第2条、第24条、第31条、第32条、住民基本台帳法第1条 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input checked="" type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input checked="" type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	事務区分共通:障害支援課、各区支援課/生活事項その他:位置情報/令和2年7月1日 さいたま市NET119運用要綱の制定に伴い、事務の名称、対象者の範囲、対象者数、個人情報の収集先、本人以外からの収集の根拠を変更				

個人情報取扱事務変更届出書

令和2年7月16日

さいたま市長 様

教育委員会

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	就学支援委員会事務			事務番号	1215
担当課名	教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育室			担当課コード	30140212
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	004
事務の目的及び概要	就学支援委員会の委員を任命し、運営に係る事務を行い、適切な就学支援をすすめる。				
事務開始日	平成13年5月1日	事務開始届出日	平成13年5月1日		
事務変更日	令和2年7月16日	事務変更届出日	令和2年7月16日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	就学支援委員			事務区分	■ 固有 □ 共通
				対象者数	21人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由		
			<input checked="" type="checkbox"/> さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠		
			<input checked="" type="checkbox"/> さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	令和2年7月16日 事務の見直しにより、事務の名称、事務の目的及び概要、対象者の範囲の項目を変更				

個人情報取扱事務変更届出書

令和2年7月16日

さいたま市長 様

教育委員会

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	就学支援事務			事務番号	1486
担当課名	教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育室			担当課コード	30140212
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	004
事務の目的及び概要	教育上特別な配慮を要する児童・生徒の適切な就学支援をすすめる。				
事務開始日	平成13年5月1日	事務開始届出日	平成13年5月1日		
事務変更日	令和2年7月16日	事務変更届出日	令和2年7月16日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	就学支援を受ける児童・生徒。			事務区分	■ 固有 □ 共通
				対象者数	150人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input checked="" type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	令和2年7月16日 事務の見直しにより、事務の名称、事務の目的及び概要、対象者の範囲の項目を変更				

個人情報取扱事務変更届出書

令和2年7月16日

さいたま市長 様

教育委員会

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	市立幼・小・中・高等学校における個に応じた指導事務			事務番号	1860
担当課名	教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育室			担当課コード	30140212
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	004
事務の目的及び概要	通常の学級に在籍し教育的支援を必要とする幼児児童生徒の「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成し、個に応じた指導の充実に努める。				
事務開始日	平成19年4月1日	事務開始届出日	平成20年5月1日		
事務変更日	令和2年7月16日	事務変更届出日	令和2年7月16日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	教育的支援を要する幼児児童生徒とその保護者			事務区分	■ 固有 □ 共通
				対象者数	500人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input checked="" type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 体格・体力 <input checked="" type="checkbox"/> 運動能力 <input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input checked="" type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	令和2年7月16日 事務の見直しにより、事務の名称の項目を変更				

個人情報取扱事務変更届出書

令和2年7月15日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	小規模企業者・個人事業主給付金に関する事業			事務番号	2667
担当課名	経済局 商工観光部 産業展開推進課			担当課コード	10944030
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	002
事務の目的及び概要	新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している小規模企業者・個人事業主に対して、さいたま市小規模企業者・個人事業主給付金交付要綱に基づき、経済支援として給付金を支給する。				
事務開始日	令和2年5月25日	事務開始届出日	令和2年5月21日		
事務変更日	令和2年7月15日	事務変更届出日	令和2年7月15日		
事務廃止日		事務廃止予定日	令和2年9月30日		
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	給付金を申請する個人事業主			事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通
				対象者数	21,000人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号等 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考	事務区分共通:経済政策課、商業振興課、労働政策課、観光国際課、農業政策課、農業環境整備課/経済状況その他:市税の賦課徴収情報/個人情報の収集先その他:区政推進部(事務番号305「住民登録事務」)の目的の範囲内で利用)、市民税課(事務番号1176「個人市・県民税の賦課事務(普通徴収事務)」からの目的外利用)、法人課税課(事務番号731「個人市・県民税の賦課事務(特別徴収事務)」からの目的外利用)、収納対策課(事務番号958「滞納整理事務」からの目的外利用) / 令和2年7月15日 担当課の執務室以外で業務を行うことにより、事務区分を共通に変更。				

個人情報取扱事務変更届出書

令和2年7月1日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称		特別定額給付金事業		事務番号	2664
担当課名		経済局 商工観光部 経済政策課		担当課コード	10944010
目的外利用		無	外部提供	有	履歴番号
事務の目的及び概要		「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ確実に家計への支援を行うことを目的とし、基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている者を給付対象者として、申請者に対し1人につき100,000円を給付する。また、配偶者からの暴力を理由として避難している方が世帯主でなくても給付金の申請や受取りを可能にするための申出受付を行い、都道府県を通じて連絡調整を行う。			
事務開始日		令和2年4月28日	事務開始届出日	令和2年5月8日	
事務変更日		令和2年6月18日	事務変更届出日	令和2年7月1日	
事務廃止日			事務廃止予定日		
個人情報消去予定日			個人情報消去日		
対象者の範囲			特別定額給付金の対象者	事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通
			対象者数	1,320,000人	
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input checked="" type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input checked="" type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族・続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input checked="" type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input checked="" type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考	事務区分共通(配偶者からの暴力を理由に避難している方の申出受付事務のみ):各区役所総務課、DV相談センター(配偶者暴力相談支援センター)／個人情報の収集先その他:高齢福祉課(事務番号2138「高齢者の権利の擁護等に関する事務」、児童相談所(事務番号1667「児童一時保護事務」、障害支援課(事務番号989「やむを得ない事由による措置に関する事務」から目的外利用／令和2年4月28日、事務番号2662「特別給付金に係る配偶者からの暴力を理由に避難している方の申出受付事務」を統合したため、事務の目的及び概要、一般的取扱情報を変更。／令和2年6月4日、個人情報の外部提供を開始:警察署／令和2年6月18日給付対象者の照合のため、一般的取扱情報(本籍・国籍)を追加。				

個人情報取扱事務変更届出書

令和2年7月1日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	介護保険料賦課管理事務			事務番号	1302
担当課名	保健福祉局 長寿応援部 介護保険課			担当課コード	10052762
目的外利用	無	外部提供	有	履歴番号	006
事務の目的及び概要	介護保険の保険料は所得段階別に区分して算定するため、被保険者の資格情報に所得の情報を付加し保険料を決定する。				
事務開始日	平成12年6月1日	事務開始届出日	平成13年5月1日		
事務変更日	令和2年6月1日	事務変更届出日	令和2年7月1日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	介護保険第1号被保険者(65歳以上の方)			事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通
				対象者数	247,000人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号等 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input checked="" type="checkbox"/> さいたま市介護保険条例第9条 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 介護保険法第134条、第203条 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考	個人番号利用事務:番号法別表第一 第68の項/各区役所高齢介護課共通/基本的事項その他:介護保険被保険者資格異動事由/経済状況その他:介護保険料金額/事務処理委託:封入封緘委託事務/令和2年6月1日に介護保険料の減免取扱い基準及び徴収猶予取扱い基準を整備。それに伴い、要配慮個人情報(病歴・健康診断結果等)を変更。				

個人情報取扱事務変更届出書

令和2年7月1日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	介護保険料徴収事務			事務番号	1310
担当課名	保健福祉局 長寿応援部 介護保険課			担当課コード	10052762
目的外利用	有	外部提供	無	履歴番号	007
事務の目的及び概要	介護保険の安定的運営を図るための財源確保を目的とした第1号被保険者からの保険料徴収を行う。また、徴収において滞納者に対し督促など収納対策課と共同で事案解決に当たる。				
事務開始日	平成12年10月1日	事務開始届出日	平成13年5月1日		
事務変更日	令和2年6月1日	事務変更届出日	令和2年7月1日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	年齢65歳以上の市民			事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通
				対象者数	247,000人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 所得・収入 <input checked="" type="checkbox"/> 資産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号等 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族・続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由		
	<input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input checked="" type="checkbox"/> さいたま市介護保険条例第8条	
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠		
	<input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠		さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 地方自治法第231条の3第1～3項、第240条 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考	個人番号利用事務:番号法別表第一 第68の項/事務区分共通:各区高齢介護課、収納対策課(債権回収の部分)/ 経済状況その他:介護保険料額及び徴収状況/収集先その他:住民基本台帳から抽出(住民登録事務)、関係各課(債 権回収の部分)/令和2年6月1日に介護保険料の減免取扱い基準及び徴収猶予取扱い基準を整備。それに伴い、要 配慮個人情報(病歴・健康診断結果等)を変更。				

個人情報取扱事務変更届出書

令和2年7月20日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	パブリシティにともなう事務			事務番号	18
担当課名	市長公室 広報課			担当課コード	10901020
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	005
事務の目的及び概要	市政や事業の市民に対する情報提供手段として、報道機関を通して広報(パブリシティ)するため、常時市政担当記者の連絡先等を把握しておく。また、報道機関からの要望に応じて記者の連絡先等を担当課と共有する。				
事務開始日	平成13年5月1日	事務開始届出日	平成13年5月1日		
事務変更日	令和2年7月20日	事務変更届出日	令和2年7月20日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	報道機関関係者			事務区分	■ 固有 □ 共通
				対象者数	40人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由		
			<input checked="" type="checkbox"/> さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠		
			<input checked="" type="checkbox"/> さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	令和2年7月20日 新型コロナウイルス感染症対応など、記者の要望に応じて個人情報を保有する必要があるため、一般的取扱情報を変更。				

個人情報取扱事務変更届出書

令和2年7月13日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	母子保健事業			事務番号	46
担当課名	保健福祉局 保健所 地域保健支援課			担当課コード	10052922
目的外利用	無	外部提供	有	履歴番号	009
事務の目的及び概要	母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るための各種健診事業を四医師会等に委託し実施する。妊娠、出産、育児等への母子保健サービスを一貫して提供し、各関係機関と連携を図りながら、健康で安定した生活を送れるように支援する。				
事務開始日	平成13年5月1日	事務開始届出日	平成13年5月1日		
事務変更日	令和2年7月13日	事務変更届出日	令和2年7月13日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	子ども及びその親等、妊産婦とその関係機関			事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通
				対象者数	500,000人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 所得・収入 <input checked="" type="checkbox"/> 資産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 体格・体力 <input checked="" type="checkbox"/> 運動能力 <input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 容姿 <input checked="" type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族・続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input checked="" type="checkbox"/> 社会的活動 <input checked="" type="checkbox"/> 団体加入状況 <input checked="" type="checkbox"/> 意見・要望 <input checked="" type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 母子保健法12条・13条・児童福祉法・障害者自立支援法・児童虐待防止等に関する法律 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 母子保健法、児童福祉法、障害者自立支援法、児童虐待防止法、DV防止法 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考	個人番号利用事務:番号法別表第一 第49の項/事務区分共通・収集先その他:局内関係課・各区保健センター・福祉課・支援課・子ども未来局関係課・教育委員会関係課/個人情報の収集先その他:区政推進部(事務番号305「住民登録事務」の目的の範囲内での利用)/令和2年7月13日事務の見直しにより、個人情報の収集先を追加。				

個人情報取扱事務変更届出書

令和2年7月31日

さいたま市長 様

教育委員会

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称		生涯学習総合センター・公民館主催事業		事務番号	152
担当課名		教育委員会事務局 生涯学習総合センター		担当課コード	30140401
目的外利用		無	外部提供	無	履歴番号
事務の目的及び概要		時代に対応した生涯学習及び政令市にふさわしい事業の実施を目的とする。各種講座やイベントの参加者申込み、講師登録等の事務、生涯学習団体紹介事務。			
事務開始日		昭和54年10月1日	事務開始届出日	平成13年5月1日	
事務変更日		令和2年8月1日	事務変更届出日	令和2年7月31日	
事務廃止日			事務廃止予定日		
個人情報消去予定日			個人情報消去日		
対象者の範囲			講座講師、運営関係者、参加者及びその家族	事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通
				対象者数	300,000人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input checked="" type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	事務区分共通:各公民館/令和2年8月1日 高齢者や子どもを対象とした事業など、親族や保護者の緊急連絡先を収集する必要があるので、対象者の範囲を変更。				

個人情報取扱事務廃止届出書

令和2年7月1日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	特別給付金に係る配偶者からの暴力を理由に避難している方の申出受付事務			事務番号	2662
担当課名	経済局 商工観光部 経済政策課			担当課コード	10944010
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	003
事務の目的及び概要	配偶者からの暴力を理由として避難している方で、事情により、今住んでいる住所に住民票を移すことができない方が、世帯主でなくても給付金の申請や受取りを可能にするためのもの。また、受付けた内容を都道府県を通じて、住民票がある市区町村に提供し、重複支給が生じないように調整する。				
事務開始日	令和2年4月24日	事務開始届出日	令和2年4月24日		
事務変更日	令和2年4月28日	事務変更届出日	令和2年5月8日		
事務廃止日	令和2年4月28日	事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	配偶者からの暴力を理由に避難している方			事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通
				対象者数	100人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input checked="" type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	事務区分共通:各区役所総務課、DV相談センター(配偶者暴力相談支援センター)/生活事項その他:生活事項その他:私人間の紛争、DV、調停状況/令和2年4月28日、事務番号2664「特別定額給付金事業」と統合するため、事務を廃止。				

さいたま市告示第1330号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年 9月 4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和2年 8月29日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 93台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/08/24	南浦和駅東口	竹ノ塚C-73887	V191112049		
2020/08/24	南浦和駅西口	埼玉県警08-8402464	8T04932		
2020/08/24	南浦和駅西口	不明	PMH8100206		
2020/08/24	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8314756	?1B0390845		
2020/08/24	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7233986	KG7A01847		
2020/08/24	西浦和駅	埼玉県警17-7069057	A16AK02861		
2020/08/25	南浦和駅東口	千葉県警メ-134853	H6J31210		
2020/08/25	南浦和駅東口	埼玉県警16-6350217	H6G19354		
2020/08/25	武蔵浦和駅	志村F-37347	F08L006062		
2020/08/26	東浦和駅	埼玉県警20-202452540	PMH8071170		
2020/08/26	武蔵浦和駅	埼玉県警20-202322697	VF19K00047		
2020/08/26	武蔵浦和駅	埼玉県警20-200176804	A19AL04385		
2020/08/27	南浦和駅東口	埼玉県警18-8164031	T5ABG992		
2020/08/27	南浦和駅東口	埼玉県警20-202116132	T19K2367		
2020/08/27	南浦和駅東口	埼玉県警14-4213289	H5N58890		
2020/08/27	南浦和駅東口	埼玉県警18-8029185	LY17H01231		
2020/08/27	南浦和駅西口	埼玉県警19-193570810	STD332841		
2020/08/27	南浦和駅西口	埼玉県警17-7011647	A16AI40803		
2020/08/27	武蔵浦和駅	埼玉県警11-1429402	B1E13746		
2020/08/27	武蔵浦和駅	埼玉県警19-194868782	HG4TJ33978		
2020/08/28	南浦和駅東口	埼玉県警15-5100254	SA400253		
2020/08/28	南浦和駅西口	埼玉県警14-4348686	F130878399		
2020/08/28	南浦和駅西口	埼玉県警17-7276901	F170170026		
2020/08/28	西浦和駅	埼玉県警18-8166237	F180180539		
2020/08/29	南浦和駅東口	埼玉県警18-8336299	AC17B00155		
2020/08/29	南浦和駅東口	埼玉県警11-1149177	SH0F8458		

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/08/29	南浦和駅東口	埼玉県警19-192483697	V190603385		
2020/08/29	南浦和駅西口	埼玉県警20-202688152	B0E54430		
2020/08/29	南浦和駅西口	埼玉県警17-7378674	GZ7D02391		
2020/08/29	南浦和駅西口	埼玉県警00-0400269	B0F13820		
2020/08/29	南浦和駅西口	埼玉県警19-193861105	AD19B00282		
2020/08/29	南浦和駅西口	不明	S8F11748		
2020/08/29	南浦和駅西口	埼玉県警18-8402304	SSC304842		
2020/08/29	武蔵浦和駅	埼玉県警20-202324282	STSKY00134		
2020/08/29	武蔵浦和駅	埼玉県警15-5009407	STNFJ02716		
2020/08/29	西浦和駅	埼玉県警16-6133350	A15AA20748		
2020/08/29	西浦和駅	埼玉県警19-191429575	STRJY21911		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/08/24	大宮駅東口	埼玉県警13-3255399	G33G53872		
2020/08/24	大宮駅東口	千葉県警ユ-190065	SN7K04631		
2020/08/24	大宮駅西口	埼玉県警20-201868807	F150181511		
2020/08/24	大宮駅西口	竹ノ塚A-76979	S1K36171		
2020/08/24	東大宮駅東口	不明	B7D75198		
2020/08/24	東大宮駅西口	埼玉県警10-0092561	CB7PF702		
2020/08/25	大宮駅東口	埼玉県警20-201043018	K40243415		
2020/08/25	大宮駅西口	埼玉県警14-4277952	ND4A07461		
2020/08/25	大宮駅西口	埼玉県警20-202467032	STJ320756		
2020/08/26	大宮駅東口	埼玉県警14-4186896	RA90062		
2020/08/26	大宮駅東口	千葉県警チ-103126	B2X08337		
2020/08/26	大宮駅東口	埼玉県警15-5256478	JH5D00802		
2020/08/26	東大宮駅東口	埼玉県警20-200068360	A19A119477		
2020/08/26	東大宮駅東口	不明	ASY1620765		
2020/08/27	大宮駅東口	埼玉県警16-6183879	A15AL82233		
2020/08/27	大宮駅東口	埼玉県警19-191912721	S9WF00141		
2020/08/27	大宮駅東口	埼玉県警17-7147187	A16AL52181		
2020/08/27	大宮駅東口	埼玉県警15-5204643	S0L310397		
2020/08/27	大宮駅西口	埼玉県警07-7317535	GF7B47807		
2020/08/27	東大宮駅東口	武蔵野--66289	G25F00009		
2020/08/27	東大宮駅西口	埼玉県警04-4509086	GG474863		
2020/08/27	新都心駅東口	埼玉県警17-7263525	A17AA15954		
2020/08/28	大宮駅西口	埼玉県警17-7537069	ZY7L003472		
2020/08/28	宮原駅西口	西新井K-60766	T33EF134		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/08/24	北浦和駅西口	埼玉県警19-194430957	SS190700168		
2020/08/24	与野駅西口	千葉県警カ-217266	F190692603		
2020/08/24	新都心駅西口	埼玉県警18-8480654	SSH020434		
2020/08/24	北与野駅	埼玉県警13-3070654	B3A71831		
2020/08/24	北与野駅	不明	SSH304611		
2020/08/24	与野本町駅	埼玉県警14-4357443	SOA087008		
2020/08/24	与野本町駅	埼玉県警17-7278192	G72FN013		
2020/08/24	南与野駅	埼玉県警19-195357005	A19AK06119		
2020/08/25	浦和駅西口	埼玉県警12-2426060	K111206645		
2020/08/25	北浦和駅東口	埼玉県警16-6572981	V160912662		
2020/08/25	北浦和駅東口	埼玉県警20-203400071	HG3TC19104		
2020/08/26	浦和駅西口	埼玉県警14-4615404	4XC3238		
2020/08/26	北浦和駅西口	埼玉県警20-200203763	STK316938		
2020/08/26	与野駅東口	埼玉県警20-202452124	V200114492		
2020/08/27	浦和駅東口	埼玉県警09-9118707	EG50303087		
2020/08/27	浦和駅西口	埼玉県警18-8416895	A18AG28459		
2020/08/27	浦和駅西口	埼玉県警14-4084008	S3I07091		
2020/08/27	北浦和駅西口	埼玉県警20-202179134	A20AD24747		
2020/08/27	与野駅西口	埼玉県警13-3432256	S3D31450		
2020/08/27	新都心駅西口	小松川H-26275	WSBC602060376K		
2020/08/27	北与野駅	埼玉県警12-2004414	SLH008653		
2020/08/27	南与野駅	埼玉県警15-5313441	HG5TJ14844		
2020/08/27	南与野駅	埼玉県警13-3575405	STLH132143		
2020/08/28	浦和駅西口	埼玉県警19-194442831	不明		
2020/08/28	浦和駅西口	埼玉県警16-6023973	QL150800348		
2020/08/28	浦和駅西口	埼玉県警20-200177193	A19AH38993		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/08/28	北浦和駅西口	埼玉県警15-5305931	FJD8J10464		
2020/08/28	北浦和駅西口	埼玉県警19-191397215	TBADG738		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/08/24	岩槻駅	埼玉県警19-190478670	V181002902		
2020/08/26	岩槻駅	埼玉県警17-7331956	F70327434		
2020/08/26	岩槻駅	不明	4F12640		
2020/08/26	岩槻駅	愛知県警19-ヤ-70374	GZ8M21157		

合計: 93台

さいたま市告示第1330-2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により令和2年8月7日さいたま市告示第1196号及び第1197号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止としたので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

令和2年9月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 中止とした一般競争入札

- (1) ア 契約整理番号 02-4365-59
イ 工事名 スマイルロード整備工事（R2市道イワ120号線）
ウ 工事場所 さいたま市岩槻区大字大谷地内
エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。
- (2) ア 契約整理番号 02-4365-60
イ 工事名 スマイルロード整備工事（R2市道11894号線外）
ウ 工事場所 さいたま市見沼区深作3丁目地内
エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。
- (3) ア 契約整理番号 02-4365-44
イ 工事名 スマイルロード整備工事（R2市道12010号線外）
ウ 工事場所 さいたま市見沼区深作3丁目地内
エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。
- (4) ア 契約整理番号 02-4456-27
イ 工事名 道路改良工事（市道D678号線外1路線）
ウ 工事場所 さいたま市南区鹿手袋2丁目地内外
エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。

さいたま市告示第1331号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和2年9月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達する書類

令和2年度 固定資産税・都市計画税 納税通知書

2 送達を受ける者の氏名等

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市財政局北部市税事務所資産課税課

(2) 電話 048（646）3120

さいたま市告示第1332号

さいたま市の発注する「（仮称）片柳第2放課後児童クラブ改修工事」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年9月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事

概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

さいたま市告示一覧（令和2年9月1日から同月15日まで）

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和2年9月1日から同月15日まで）

契約整理番号	02-2382-11								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	（仮称）片柳第2放課後児童クラブ改修工事								
工事場所	さいたま市見沼区大字東新井244番地1								
履行期間	契約確定の日から令和3年2月26日まで								
概要	片柳小学校2階 1、2年生活科室（2教室）を放課後児童クラブへ改修 便所新設工事（廊下を改修） 計画延べ面積約171㎡								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年9月16日（水）午前9時から 令和2年9月18日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年9月23日（水）午前9時から 令和2年9月24日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年9月25日（金）午後2時40分								
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 A級又はB級。ただし、B級については、当該業種で平成30年度又は令和元年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は平成30年1月1日から令和元年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の1件以上の平均点が75点以上であること（該当事者については、当案件の入札情報公開システムに掲載する「令和2年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者について」を参照すること）。							
		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年9月7日（月）から							
	質問受付期間	令和2年9月 7日（月）午前9時から 令和2年9月15日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年9月18日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第1333号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和2年9月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 東京都西東京市北原町三丁目2番22号
- (2) 氏名 株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市緑区原山一丁目77番2、79番16、79番17
- (2) 指定の年月日 令和2年9月7日
- (3) 指定の番号 第南20-010号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 25.68m

さいたま市告示第1334号

不動産等の最高価申込者の決定等の公告

令和2年9月7日

さいたま市長 清水 勇人

国税徴収法第104条の規定により、さいたま市告示第1233号の公売に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定しました。国税徴収法第106条第2項の規定により公告します。

記

公 売 財 産			最高価申込価額（円）	最高価申込者の氏名
売却区分番号	名称その他	数量		
	別紙「売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量」のとおり		140,000	株式会社 ESCAPE
最高価申込者の決定年月日			令和2年9月7日	
決売	日	時	場 所	
定却	令和2年9月14日（月）午前10時00分		さいたま市北部市税事務所 納税調査課	

注意最高価申込者が上記公売財産を取得するのは、売却決定をした後、代金を納付したときです。

代金納付期限 令和2年9月14日（月）午後2時30分

別紙 売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量

売却区分番号	公売財産の名称、その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)	数量
北1	チェイサー 2.5アバンテ 平成13年式 走行距離 9.6万キロ 自動車登録番号又は車両番号 大宮 330 た 1621 登録年月日/交付年月日 平成25年8月8日 初度登録年月 平成13年2月 自動車の種別 普通 用途 乗用 自家用・事業用の別 自家用 車体の形状 箱型 車名 トヨタ 乗車定員 5人 車両重量 1410kg 車両総重量 1685kg 車台番号 JZX100-0118980 長さ 471cm 幅 175cm 高さ 140cm 前前軸重 790kg 後後軸重 620kg 型式 GF-JZX100 原動機の型式 1JZ 総排気量又は定格出力 2.49L 燃料の種類 ガソリン 型式指定番号 08627 類別区分番号 0077 有効期間の満了する日 平成32年4月5日 以上、自動車検査証の表示	14,000	140,000	1

さいたま市告示第1334-2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により令和2年8月3日さいたま市告示第1170号、令和2年8月17日さいたま市告示第1243号、令和2年8月24日さいたま市告示第1271号、第1273号、1274号、1275号及び令和2年8月31日さいたま市告示第1305号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止としたので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

また、中止に伴い地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により令和2年8月17日さいたま市告示第1243号、令和2年8月24日さいたま市告示第1274号及び第1275号を次のとおり変更する。

令和2年9月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 中止とした一般競争入札

- (1) ア 契約整理番号 02-4387-30
イ 工事名 東岩槻第1排水区下水道工事（北建-R2-2010）
ウ 工事場所 さいたま市岩槻区上里1丁目地内外
エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。
- (2) ア 契約整理番号 02-4384-15
イ 工事名 芝川第5処理分区下水道工事（北再-R2-4001）
ウ 工事場所 さいたま市北区吉野町1丁目地内外
エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。
- (3) ア 契約整理番号 02-4384-13
イ 工事名 南部処理区下水道工事（北再-R2-3002）
ウ 工事場所 さいたま市大宮区天沼町2丁目地内外
エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。
- (4) ア 契約整理番号 02-4356-85
イ 工事名 電線共同溝整備工事（一般県道鴻巣桶川さいたま線・宮町工区）
ウ 工事場所 さいたま市大宮区宮町4丁目地内
エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。
- (5) ア 契約整理番号 02-4456-35
イ 工事名 車両防護柵設置工事（一般県道さいたま鳩ヶ谷線）
ウ 工事場所 さいたま市緑区大字南部領辻地内外
エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。
- (6) ア 契約整理番号 02-5363-6
イ 工事名 浦和高等学校校庭改修工事

さいたま市告示一覧（令和2年9月1日から同月15日まで）

ウ 工事場所 さいたま市浦和区元町1丁目地内
エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。

(7) ア 契約整理番号 02-4356-84

イ 工事名 歩道整備工事（一般県道蒲生岩槻線・釣上新田工区）

ウ 工事場所 さいたま市岩槻区大字釣上新田地内外

エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。

(8) ア 契約整理番号 02-4384-16

イ 工事名 芝川第10-3処理分区外下水道工事（北再-R2-408）

ウ 工事場所 さいたま市大宮区仲町2丁目地内外

エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。

(9) ア 契約整理番号 02-4384-17

イ 工事名 南部処理区外下水道工事（北再-R2-401）

ウ 工事場所 さいたま市大宮区天沼町1丁目地内外

エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。

(10) ア 契約整理番号 02-4356-87

イ 工事名 歩道整備工事（主要地方道さいたま幸手線外1路線）

ウ 工事場所 さいたま市岩槻区大字鹿室地内

エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。

(11) ア 契約整理番号 02-4365-75

イ 工事名 スマイルロード整備工事（R2市道イワ101号線）

ウ 工事場所 さいたま市岩槻区大字小溝地内

エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。

(12) ア 契約整理番号 02-4487-17

イ 工事名 大谷口排水区下水道工事（南建-R2-2004）

ウ 工事場所 さいたま市南区大字大谷口地内

エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。

(13) ア 契約整理番号 02-4384-18

イ 工事名 中島雨水幹線護床工事（北再-R2-3001）

ウ 工事場所 さいたま市北区本郷町地内

エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。

(14) ア 契約整理番号 02-4384-20

- イ 工事名 鴨川第20処理分区外下水道工事（北再-R2-406）
- ウ 工事場所 さいたま市北区東大成町2丁目地内外
- エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。

(15) ア 契約整理番号 02-4365-76

- イ 工事名 スマイルロード整備工事（R2市道2042号線外）
- ウ 工事場所 さいたま市岩槻区大字馬込地内
- エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。

(16) ア 契約整理番号 02-4456-34

- イ 工事名 暮らしの道路整備工事（市道N546号線外2路線）
- ウ 工事場所 さいたま市緑区大字大崎地内
- エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。

(17) ア 契約整理番号 02-4356-86

- イ 工事名 電線共同溝整備工事（市道22574号線・R2）
- ウ 工事場所 さいたま市大宮区北袋町1丁目地内
- エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。

(18) ア 契約整理番号 02-3283-8

- イ 工事名 東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事（区6-1号線外5路線）
- ウ 工事場所 さいたま市緑区大字中尾地内外
- エ 中止理由 設計図書の見直しの必要が生じたため。

2 変更する一般競争入札及び変更箇所

(1) さいたま市告示第1243号

ア 対象工事1

(ア) 契約整理番号 02-4384-14

(イ) 工事名 芝川第8処理分区下水道工事（北再-R2-3006）

(ウ) 工事場所 さいたま市大宮区高鼻町4丁目地内

(エ) 変更内容

a 変更前

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。
-----	--

b 変更後

その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。
-----	--

イ 別表の変更内容

(ア)変更前

対象工事	ア 芝川第5処理分区下水道工事（北再-R2-4001） イ 南部処理区下水道工事（北再-R2-3002） ウ 芝川第8処理分区下水道工事（北再-R2-3006）
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

(イ)変更後

別表削除

(2) さいたま市告示第1274号

ア 対象工事1

(ア) 契約整理番号 02-4387-34

(イ) 工事名 岩槻第3処理分区下水道工事（北建-R2-1024）

(ウ) 工事場所 さいたま市岩槻区城南3丁目地内外

(エ) 変更内容

a 変更前

その他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。
-----	---

b 変更後

その他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。
-----	---

イ 対象工事2

(ア) 契約整理番号 02-4387-40

(イ) 工事名 鴨川第14処理分区下水道工事（北建-R2-1005）

(ウ) 工事場所 さいたま市西区大字指扇地内

(エ) 変更内容

a 変更前

その他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。
-----	---

b 変更後

その他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。
-----	--

ウ 別表の変更内容

(ア) 変更前

対象工事	ア 鴨川第20処理分区外下水道工事（北再-R2-406）
------	------------------------------

さいたま市告示一覧（令和2年9月1日から同月15日まで）

	イ 岩槻第3処理分区下水道工事（北建-R2-1024） ウ 鴨川第14処理分区下水道工事（北建-R2-1005） エ スマイルロード整備工事（R2市道2042号線外）
概要	<ul style="list-style-type: none"> 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ及びエの入札は無効とする。 対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ及びエの入札は無効とする。 対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エの入札は無効とする。

(イ) 変更後

対象工事	ア 岩槻第3処理分区下水道工事（北建-R2-1024） イ 鴨川第14処理分区下水道工事（北建-R2-1005）
概要	対象工事アの落札候補者が行った対象工事イの入札は無効とする。

(3) さいたま市告示第1275号

ア 別表の変更内容

(ア) 変更前

対象工事	ア 南部第10処理分区下水道工事（南再-R2-407） イ 芝川左岸第4排水区下水道工事（南建-R2-2007） ウ 暮らしの道路整備工事（市道N546号線外2路線）
概要	<ul style="list-style-type: none"> 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

(イ) 変更後

対象工事	ア 南部第10処理分区下水道工事（南再-R2-407） イ 芝川左岸第4排水区下水道工事（南建-R2-2007）
概要	対象工事アの落札候補者が行った対象工事イの入札は無効とする。

さいたま市告示第1335号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により令和2年7月29日さいたま市告示第1153号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

令和2年9月8日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 中止とした一般競争入札
件名 さいたま市高血圧性疾患重症化予防対策業務
- 2 中止とした理由
入札参加者がいないため。

さいたま市告示第1336号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の公告認定対象区域内において、一敷地内にあるものとみなされる建築物に係る一団地の区域を次のとおり認定したので、同条第6項の規定により告示する。

令和2年9月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 対象区域

さいたま市浦和区領家五丁目1070番1、1070番3、1071番1、1071番2の一部、1071番4、1072番1、1073番1、1074番、1075番1、1075番2

2 縦覧場所

さいたま市建設局建築部建築行政課

3 認定通知書交付番号及び年月日

- (1) 認定通知交付番号 建建建行認第2号
- (2) 認定通知交付年月日 令和2年 9月8日

さいたま市告示第1337号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和2年9月15日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和2年9月9日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
9月 4日	猫	桜区下大久保	雑種	メス	三毛	3~4 週齢	無	負傷動物
9月 8日	犬	北区别所町	雑種	オス	茶黒	3~6歳	無	
9月 8日	犬	中央区八王子	ビーグル	オス	黒白	10~15 歳	有	青色革製首輪 チェーン付

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示一覧（令和2年9月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第1338号

無効となるさいたま市国民健康保険被保険者証等について、別紙のとおり（別紙省略）告示する。

令和2年9月10日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第1339号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和2年9月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

国民健康保険税納税（更正）通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

区役所保険年金課 国保係（市外局番は全て048）

西区役所	〒331-8587	西区西大宮3-4-2	TEL. 620-2673
北区役所	〒331-8586	北区宮原町1-852-1	TEL. 669-6073
大宮区役所	〒330-8501	大宮区吉敷町1-124-1	TEL. 646-3073
見沼区役所	〒337-8586	見沼区堀崎町12-36	TEL. 681-6073
中央区役所	〒338-8686	中央区下落合5-7-10	TEL. 840-6073
桜区役所	〒338-8586	桜区道場4-3-1	TEL. 856-6183
浦和区役所	〒330-9586	浦和区常盤6-4-4	TEL. 829-6162
南区役所	〒336-8586	南区別所7-20-1	TEL. 844-7183
緑区役所	〒336-8587	緑区大字中尾975-1	TEL. 712-1183
岩槻区役所	〒339-8585	岩槻区本町3-2-5	TEL. 790-0174

さいたま市告示第1340号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和2年9月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 さいたま市大宮区櫛引町一丁目455番地
- (2) 氏名 理光建設株式会社 代表取締役 大谷 博

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市桜区大字上大久保字本村40番30
- (2) 指定の年月日 令和2年9月10日
- (3) 指定の番号 第南20-011号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 34.90m

さいたま市告示第1341号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る変更の届出があったので告示する。

令和2年9月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更内容

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1342号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和2年9月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1343号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年9月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区大字柏崎字谷際1043番1、1043番2、1043番3、1063番1、1063番2、大字加倉字谷ツ合1967番1、1969番1、1969番2、2001番1、2001番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島県安芸郡坂町横浜中央一丁目6-30

シモハナ物流株式会社 代表取締役 下花 実

3 許可番号

令和2年6月30日

第変-N29167号

4 検査済証番号

令和2年 9月 9日

第完-N29167号

さいたま市告示第1344号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年9月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区大字柏崎字下組84番1、84番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和 2年 1月 9日

第開 - N2019130号

4 検査済証番号

令和 2年 9月 9日

第完 - N2019130号

さいたま市告示第1345号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年9月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市大宮区高鼻町二丁目339番7、339番9、339番10、339番11、
339番12、339番13、339番14、339番15、339番16

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

本庄市本庄一丁目1番7号

株式会社 横尾材木店

代表取締役 横尾 守

3 許可番号

令和2年 6月 1日

第開 - N2020011号

4 検査済証番号

令和2年 9月 9日

第完 - N2020011号

さいたま市告示第1346号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がされましたので、その概要等を同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和2年9月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 クスリのアオキ深作店
所在地 さいたま市見沼区深作三丁目11番4号 他
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社クスリのアオキ
代表者氏名 代表取締役 青木 宏憲
住所 石川県白山市松本町2512番地
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社クスリのアオキ
代表者氏名 代表取締役 青木 宏憲
住所 石川県白山市松本町2512番地
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年5月4日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,217㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
店舗東側駐車場	36台
合計	36台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
店舗南側駐輪場①	26台
店舗東側駐輪場②	10台
合計	36台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
店舗西側 荷さばき施設	36㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
店舗屋内 廃棄物保管施設	6 m ³

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスリのアオキ	午前9時00分	翌午前0時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	利用可能時間帯
店舗東側駐車場	午前8時30分～翌午前0時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区分	出入口の数
店舗東側駐車場 出入口①	1箇所
店舗東側駐車場 出口②	1箇所
合計	2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	荷さばき可能時間帯
店舗西側 荷さばき施設	午前6時00分～午後10時00分

2 届出年月日

令和2年9月3日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和2年9月10日から令和3年1月12日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番1号

電話 048(646)3093

FAX 048(646)3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和2年9月10日から令和3年1月12日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

さいたま市告示一覧（令和2年9月1日から同月15日まで）

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

さいたま市告示第1347号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和2年9月15日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和2年9月10日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
9月 9日	犬	見沼区南中野	雑種	メス	茶白	8～12歳	有	赤色・革製 青色リード付き

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年9月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市緑区大字三室字大古里845番1、845番4、845番5、845番6、845番7、845番8、845番9、845番10、845番11、845番12、845番13、845番14、845番15、845番16、845番17、845番18、845番19、845番20、845番21、845番22、845番23、845番24、845番25、845番26、850番1、850番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市南区南本町1-3-1

昭栄建設株式会社 代表取締役 岡田 紘和

3 許可番号

令和2年8月19日

第 変2S2019068 号

4 検査済証番号

令和2年9月9日

第 完 - S2019068 号

さいたま市告示第1349号

下記の書類を介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類については、さいたま市長が保管し、送達を受けるべき者については、管轄の各区役所高齢介護課にていつでも交付する。

令和2年9月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 送達を受けるべき者及び送達する書類
別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1350号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年9月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和2年 9月 4日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 84台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/08/31	南浦和駅東口	埼玉県警16-6255688	SPK002854		
2020/08/31	南浦和駅東口	埼玉県警15-5281673	ZP13J53636		
2020/08/31	南浦和駅東口	埼玉県警12-2057279	B1C23256		
2020/08/31	南浦和駅西口	千住D-73184	C84L8154		
2020/08/31	武蔵浦和駅	埼玉県警08-8037312	SH5607670		
2020/09/01	東浦和駅	埼玉県警11-1107837	SKE93851		
2020/09/01	東浦和駅	埼玉県警20-201017254	K160804509		
2020/09/01	武蔵浦和駅	埼玉県警16-6377998	A16AB71323		
2020/09/01	西浦和駅	埼玉県警13-3050838	ND2L01499		
2020/09/02	東浦和駅	埼玉県警20-201603102	STL014362		
2020/09/02	東浦和駅	埼玉県警18-8173237	G171100799		
2020/09/02	西浦和駅	埼玉県警14-4416886	S0H65647		
2020/09/04	東浦和駅	福岡県警18-い52758	F80108924		
2020/09/04	南浦和駅東口	埼玉県警16-6276059	TC5AF152		
2020/09/04	南浦和駅東口	埼玉県警18-8306012	STQGZ06106		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/08/31	大宮駅東口	埼玉県警14-4289789	S4400794		
2020/08/31	大宮駅西口	埼玉県警17-7404947	KAG0741738		
2020/08/31	東大宮駅西口	埼玉県警10-0124174	SH9G7138		
2020/08/31	新都心駅東口	埼玉県警15-5472542	F01080657		
2020/08/31	新都心駅東口	埼玉県警10-0448278	FJA0D46938		
2020/08/31	新都心駅東口	埼玉県警16-6096646	AD14101560		
2020/08/31	新都心駅東口	不明	6N20449		
2020/09/01	大宮駅東口	埼玉県警14-4290440	B3X71123		
2020/09/01	大宮駅東口	埼玉県警17-7102999	STPJF03547		
2020/09/01	大宮駅西口	埼玉県警09-9196986	F090237122		
2020/09/01	大宮駅西口	埼玉県警18-8382549	A18AH03927		
2020/09/01	大宮駅西口	埼玉県警18-8273965	SNSC07145		
2020/09/01	今羽駅	埼玉県警16-6358588	LMK43868		
2020/09/02	大宮駅西口	埼玉県警14-4226185	A13AK90899		
2020/09/02	東大宮駅東口	栃木県警19-75506	V140326591		
2020/09/03	大宮駅東口	不明	V191000252		
2020/09/03	大宮駅東口	埼玉県警17-7210056	G160806111		
2020/09/03	大宮駅東口	埼玉県警17-7558518	E51016398		
2020/09/03	大宮駅東口	埼玉県警19-194875320	GG9F30338		
2020/09/03	大宮駅西口	埼玉県警16-6424210	SQC149184		
2020/09/03	大宮駅西口	埼玉県警15-5414035	H6E75094		
2020/09/03	東大宮駅東口	埼玉県警18-8392699	STRGZ00496		
2020/09/03	東大宮駅東口	赤羽F-32099	A14AB50401		
2020/09/03	新都心駅東口	埼玉県警16-6256338	B6D73345		
2020/09/04	大宮駅東口	埼玉県警14-4244263	STMKD18504		
2020/09/04	大宮駅西口	不明	F60313394		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/08/31	浦和駅西口	埼玉県警19-191626532	F81220801		
2020/08/31	浦和駅西口	埼玉県警20-200215834	0C7BV0???		
2020/08/31	浦和駅西口	不明	B2G05430		
2020/08/31	北浦和駅東口	埼玉県警14-4181566	SNL073544		
2020/08/31	北浦和駅東口	福岡県警13-い83872	F0824561		
2020/08/31	北浦和駅東口	埼玉県警20-200212274	STK027792		
2020/08/31	北浦和駅東口	埼玉県警19-191676483	SSH047607		
2020/08/31	北浦和駅西口	埼玉県警17-7100785	A15AA15669		
2020/08/31	与野駅東口	埼玉県警13-3118764	OK60929		
2020/08/31	与野駅東口	埼玉県警19-192695503	STA327871		
2020/08/31	新都心駅西口	埼玉県警17-7141128	LY16J09329		
2020/08/31	北与野駅	埼玉県警05-5059871	B4F66470		
2020/08/31	北与野駅	埼玉県警19-194250258	H9H57492		
2020/09/01	北浦和駅東口	埼玉県警17-7017319	A16AL43226		
2020/09/01	与野駅東口	埼玉県警11-1234483	TF0M22036		
2020/09/01	新都心駅西口	埼玉県警06-6275836	IG36840		
2020/09/01	北与野駅	埼玉県警16-6146872	A15AL01016		
2020/09/02	浦和駅西口	埼玉県警18-8218338	K96029857		
2020/09/02	浦和駅西口	埼玉県警20-200165853	B0A03673		
2020/09/02	浦和駅西口	埼玉県警08-8604988	KG80329		
2020/09/02	北浦和駅西口	埼玉県警20-202452876	H712140155		
2020/09/02	北浦和駅西口	埼玉県警16-6525045	B6B45151		
2020/09/02	北浦和駅西口	埼玉県警19-193885349	A19AC59514		
2020/09/02	北浦和駅西口	埼玉県警17-7530669	B7X40173		
2020/09/02	北浦和駅西口	埼玉県警19-194098740	S9WI02997		
2020/09/02	北浦和駅西口	埼玉県警17-7153140	C7BJ9714		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/09/02	与野駅東口	埼玉県警15-5092219	SV0A01913		
2020/09/03	浦和駅東口	埼玉県警18-8173428	B8C73013		
2020/09/03	浦和駅東口	赤羽F-77665	GF6L82609		
2020/09/04	浦和駅東口	不明	ASYZ862872		
2020/09/04	浦和駅西口	埼玉県警11-1374113	NE15691		
2020/09/04	新都心駅西口	埼玉県警20-201613850	B0E79939		
2020/09/04	新都心駅西口	埼玉県警05-5512025	HR03132		
2020/09/04	与野本町駅	埼玉県警17-7249979	S7E202232		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/08/31	岩槻駅	大森G-62714	B8E51181		
2020/08/31	岩槻駅	不明	A3M36278		
2020/08/31	岩槻駅	埼玉県警20-201931584	GZ9M03390		
2020/08/31	岩槻駅	不明	JQ18061750		
2020/08/31	岩槻駅	千葉県警ナ-125267	SVMJ00017		
2020/08/31	岩槻駅	埼玉県警17-7159617	A16PL22816		
2020/09/01	岩槻駅	埼玉県警20-201931231	F91219920		
2020/09/02	岩槻駅	都筑52-0314031	F110452844		
2020/09/03	東岩槻駅	不明	F171074804		

合計: 84台

さいたま市告示第1351号

さいたま市子育て応援ブック（令和3・4年度版）官民協働発行事業について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和2年9月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市子育て応援ブック（令和3・4年度版）官民協働発行事業

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

協定締結の日から令和4年6月30日まで

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）

に業務「製作等」の受注希望業務「パンフレット等」又は業務「その他」の受注希望業務「その他」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本告示日から過去3年以内に、類似の冊子の発行業務について、地方公共団体等と協働発行した実績を有している者であること。

3 企画提案に係る公募要項等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、さいたま市子育て応援ブック（令和3・4年度版）官民協働発行事業公募要項（以下「公募要項」という。）等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課
担当 宍戸 電話 048（829）1271

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p039142.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和2年10月2日（金）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 質問の受付

企画提案に関する事項について、電子メールにより質問を受付するものとする。なお、質問を電子メールで送信後、電話による到達確認を行うこと。

(1) 受付方法

ア 受付先

電子メールアドレス kosodate-shien-seisaku@city.saitama.lg.jp

イ 電子メールの件名

「【質問（提案者名）】子育て応援ブック官民協働発行事業」とすること。

ウ 到達確認先

3(1)アに同じ

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 質問の回答

質問を受付後、随時3(1)イのホームページに公開し、最終回答は令和2年10月7日（水）を目途に掲載する。

なお、質問の回答内容は、仕様書等関係書類の追加又は修正とみなすものとする。

5 参加申込兼資格確認申請書の提出

企画提案書の提出を希望する者は、参加申込及び参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、確認審査を受けていない者は、参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 参加申込兼資格確認申請書（様式1）

イ 類似事業実績一覧（様式2）

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先について

ア 受領期限

令和2年10月2日（金）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）等の到達記録が確認で

きる方法により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課

6 参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和2年10月7日（水）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

公募要項のとおり

(2) 受付期間

令和2年10月9日（金）から令和2年10月23日（金）まで（休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 無効となる企画提案書等

次の企画提案書等は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

イ 企画提案書等に虚偽の記載をしたとき。

8 提案内容の説明

企画提案書の提出者は、事業者選定委員会において、提案内容の説明をすること。

なお、事業者選定委員会の実施日時（令和2年11月上旬予定）及び場所については、参加表明者数の確定後に通知するものとする。

9 業者決定の方法

業者の決定に当たっては、本市の定める事業者選定委員会において審査を行い決定する。

10 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課
電話 048（829）1271 FAX 048（829）1960

11 その他

(1) 本企画提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本企画提案に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

さいたま市告示一覧（令和2年9月1日から同月15日まで）

- (3) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (4) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (5) 詳細は、公募要項による。

さいたま市告示第1352号

高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市保健福祉局福祉部年金医療課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和2年9月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和2年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書

2 送達を受ける者の住所・氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 期間

令和2年9月11日から令和2年9月17日まで

4 その他

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

5 連絡先

（1）担当 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課高齢者医療係

（2）電話 048（829）1278

さいたま市告示第1353号

高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市保健福祉局福祉部年金医療課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和2年9月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和2年度 後期高齢者医療保険料督促状

2 送達を受ける者の住所・氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 期間

令和2年9月11日から令和2年9月17日まで

4 その他

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

5 連絡先

（1）担当 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課高齢者医療係

（2）電話 048（829）1278

さいたま市告示第1354号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和2年9月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 西友中浦和店

所在地 さいたま市南区関一丁目1番11号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 ケイ・アール・ベンチャー株式会社

代表者氏名 代表取締役 田中 順子

住 所 埼玉県蕨市中央六丁目3番3号

(3) 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
第1駐車場	32台
第2駐車場	15台
合計	47台

(変更後)

位置	収容台数
第1駐車場	32台
合計	32台

(イ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

区分	出入口の数
第1駐車場	1箇所
第2駐車場	1箇所
合計	2箇所

(変更後)

区分	出入口の数
第1駐車場	1箇所

合計	1箇所
----	-----

- (4) 変更する年月日
令和3年5月16日
- (5) 変更する理由
第2駐車場を地権者に返却するため。
- 2 届出年月日
令和2年8月21日
- 3 届出及び添付書類の縦覧期間
令和2年9月11日から令和3年1月12日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 4 届出及び添付書類の縦覧場所
- (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048（829）1364
FAX 048（829）1944
- (2) 浦和区役所区民生活部地域商工室
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048（829）6179
FAX 048（829）6235
- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。
- (1) 意見書の提出期間
令和2年9月11日から令和3年1月12日まで。
- (2) 意見書の提出先
さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課
郵便番号 330-9588
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048（829）1364
FAX 048（829）1944

さいたま市告示第1355号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和2年9月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 渋谷ビル

所在地 さいたま市大宮区榎引町一丁目779番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 渋谷 建一郎

住 所 さいたま市北区榎引町二丁目109番地

(3) 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
駐車場	54台

(変更後)

位置	収容台数
駐車場	54台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
駐車場1	49台

(変更後)

位置	収容台数
駐車場1	49台
駐輪場2	10台
合計	59台

(イ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

区分	出入口の数	位置
駐車場入口	1箇所	駐車場敷地南側
駐車場出口	1箇所	駐車場敷地南側

さいたま市告示一覧（令和2年9月1日から同月15日まで）

駐車場出入口	1箇所	駐車場敷地西側
合計	2箇所	—

（変更後）

区分	出入口の数	位置
駐車場出口	1箇所	駐車場敷地東側
駐車場出入口	2箇所	駐車場敷地南側、西側
合計	3箇所	—

(4) 変更する年月日

令和3年4月29日

(5) 変更する理由

土地活用変更のため

2 届出年月日

令和2年8月28日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和2年9月11日から令和3年1月12日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1

電話 048（646）3093

FAX 048（646）3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和2年9月11日から令和3年1月12日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

さいたま市告示第1356号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事（R2主要地方道さいたま幸手線）その3」ほか3件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年9月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本告示日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本告示日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事

概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

さいたま市告示一覧（令和2年9月1日から同月15日まで）

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和2年9月1日から同月15日まで）

契約整理番号	02-4465-29								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R2主要地方道さいたま幸手線）その3								
工事場所	さいたま市浦和区領家5丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和3年2月19日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長233.6m 幅員5.9m 舗装工 路面切削（切削深さt=5cm）1380㎡ 切削オーバーレイ（切削深さt=12cm）833㎡ 中間層（再生粗粒度As-20、t=12cm）833㎡ 表層（ポーラスAs-13、t=5cm）1380㎡ 区画線工一式 道路付属施設工一式 付帯工一式 交通管理工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年9月24日（木）午前9時から 令和2年9月28日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年9月29日（火）午前9時から 令和2年9月30日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年10月1日（木）午後1時30分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年9月14日（月）から							
	質問受付期間	令和2年9月14日（月）午前9時から 令和2年9月23日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年9月28日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和2年9月1日から同月15日まで）

契約整理番号	02-4465-30								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R2一般国道463号）								
工事場所	さいたま市緑区大字大門地内								
履行期間	契約確定の日から令和3年1月15日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長300.0m 幅員6.1m 舗装工 路面切削（切削深さt=5cm）1830㎡ 表層（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）1830㎡ 区画線工一式 交通管理工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年9月24日（木）午前9時から 令和2年9月28日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年9月29日（火）午前9時から 令和2年9月30日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年10月1日（木）午後1時40分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 C級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年9月14日（月）から							
	質問受付期間	令和2年9月14日（月）午前9時から 令和2年9月23日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年9月28日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和2年9月1日から同月15日まで）

契約整理番号	02-4468-11								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	高沼用水路西縁改修工事（南河R2）								
工事場所	さいたま市桜区西堀10丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和3年3月12日まで								
概要	延長535m 土工一式 木杭打込1654本 板柵19m 砂利舗装107㎡ 構造物撤去土工一式 仮設土工一式								
予定価格（税込）	11,044,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年9月24日（木）午前9時から 令和2年9月28日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年9月29日（火）午前9時から 令和2年9月30日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年10月1日（木）午後1時50分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級又はC級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	資格者名簿に土木工事業B級で登載された者 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
		資格者名簿に土木工事業C級で登載された者 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年9月14日（月）から							
	質問受付期間	令和2年9月14日（月）午前9時から 令和2年9月23日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年9月28日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所河川整備課 電話 048-840-6231								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和2年9月1日から同月15日まで）

契約整理番号	02-5207-68							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	2者による特定共同企業体							
工事名	さいたま市立尾間木小学校校舎（1棟）長寿命化・（2-1、-2・33・34・35棟）中規模修繕（建築）工事							
工事場所	さいたま市緑区東浦和8丁目11番地5							
履行期間	議会の議決を得たる日から令和5年3月24日まで							
概要	防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内装改修工事 塗装改修工事 環境配慮改修工事 外							
予定価格（税込）	事後公表							
調査基準価格	設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間	令和2年10月1日（木）午前9時から 令和2年10月5日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和2年10月6日（火）午前9時から 令和2年10月7日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年10月8日（木）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員	建築工事業 S級					
		その他の構成員	建築工事業 S級又はA級					
		特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店を有していること。					
		その他の構成員	さいたま市内に、本店を有していること。					
特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。								
施工実績等	代表構成員及びその他の構成員							
	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年9月14日（月）から						
	質問受付期間	令和2年9月14日（月）午前9時から 令和2年9月30日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和2年10月5日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第1357号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和2年9月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 越谷市南越谷一丁目21番地2
- (2) 氏名 株式会社中央住宅 代表取締役 品川 典久

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市北区本郷町530番7
- (2) 指定の年月日 令和2年9月11日
- (3) 指定の番号 第北20-020号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 22.41m

さいたま市告示第1358号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年9月15日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市中央区大戸五丁目359番1、359番7、359番8、359番9、359番10、
359番11、359番12
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区大淀中一丁目1番88号
積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井 嘉浩
- 3 許可番号
令和2年7月8日
第 変 - S 2 0 1 9 0 9 1 号
- 4 検査済証番号
令和2年9月14日
第 完 - S 2 0 1 9 0 9 1 号

さいたま市告示第1359号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年9月15日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市緑区大字大間木字悪水東2408番2、2408番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和2年2月19日
第 開 - S 2 0 1 9 0 8 5 号
- 4 検査済証番号
令和2年9月14日
第 完 - S 2 0 1 9 0 8 5 号

さいたま市告示第1360号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年9月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市大宮区三橋二丁目503番1、503番3、503番4、503番5、503番6、
503番7、503番8、503番9、503番10、503番11、503番12、
503番13、503番14、503番15、503番16、503番17

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県越谷市南越谷一丁目2905番地3

中央グリーン開発株式会社 代表取締役 中内 慶太郎

3 許可番号

令和2年4月24日

第開-N2020002号

4 検査済証番号

令和2年 9月14日

第完-N2020002号

さいたま市告示第1361号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年9月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区大字表慈恩寺字南642番3、642番7、642番8、642番9、
642番10、642番11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

越谷市北越谷四丁目9番6号

ときわビル株式会社 代表取締役 鈴木 美夫

3 許可番号

令和2年 7月 1日

第開 - N2020039号

4 検査済証番号

令和2年 9月14日

第完 - N2020039号